

# 三豊市農業委員会 8 月定例総会議事録

令和3年8月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会8月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

## 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23名（農業委員23名）  
欠席者 1名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	ー	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

## 2. 署名委員

4番 松岡 史郎  
21番 森 尚行

## 3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚  
事務局次長 岡崎 英司  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

## 4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

## 5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 5号 農地改良に係る届出の件について (報告)  
議案第 6号 非農地通知の件について  
議案第 7号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

## 6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。  
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会8月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会 長 皆様、こんにちは。お盆もすぎ、台風が来てから長雨と続き、農家の被害が心配される状況です。早期のコシヒカリは倒れたものが多く農業共済が調査をしているのが見受けられます。路地のキュウリなどは、価格が高騰しているようです。コロナの感染については、全国的に感染拡大が減少せず、病院等のひっ迫が心配されているところです。コロナと自然災害でダブルパンチとなり、今は我慢をする時期となっています。農地パトロールについては、9月末までとなっていますが、暑い中、最後のお仕事として、頑張ってくださいと思います。本日の議案数はそんなに多くはありませんが、忌憚のない意見を言っていただき、スムーズに会を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。22番 宮崎 和代 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。本日は、「緊急事態対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長 ただ今から、三豊市農業委員会8月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号4番 松岡 史郎 委員、議席番号21番 森 尚行 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕  
以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 　ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 　〔なしの声あり〕

議長 　ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔議案第3号 番号1号から番号4号を朗読〕

　以上4件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 　番号1号について説明します。譲渡人は以前より経営規模縮小を考えていたところ、耕作者であった譲受人から売買の申し出がありました。現地確認の結果、農地として何の問題もなく、周辺農地への影響も問題ありません。育苗ハウスを建設する予定になっています。問題ないと思われまますので、ご審議よろしく願いいたします。

8番 　番号2号について説明します。譲渡人は市外の人であり、2年ほど前から農地全てを処分したいと連絡を受けていました。2筆は既に処分し5筆が残っていましたが、知人の紹介により現在の運びになりました。譲受人は、農業法人を立ち上げ、薬草中心の栽培をしていました。現在は業務と同時に薬草栽培をしておりますが、今後、三豊市が進めている薬草栽培に積極的に取り組んで行きたいとの事です。荒地の改善にもなり問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

14番 　番号3号について説明します。譲受人は、譲渡人の近くで農地を借りて耕作をしていました。譲渡人は経営規模を縮小したいと思っており、譲受人に売買の話をし、売買が成立しました。農地として管理されていることも確認しております。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

20番 　番号4号について説明します。譲渡人と譲受人の親が親戚関係、譲渡人が市外在住という事で今回の売買が成立しました。譲受人は農業従事者であり、レモン等柑橘類の栽培をしております。現地確認の結果、農地として問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 　以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 　〔なしの声あり〕

議長 　ないようでございますので、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 　〔異議なしの声あり〕

議長 　異議なしと認めます。よって議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件につきましては、許可することと決定します。

次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔議案第3号 番号1号から番号5号を朗読〕

　なお、農地区分につきましては、番号2は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この1件につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当しております。その他は全て第2種農地であります。

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 　事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

14番 　番号4号について説明します。仮橋を架けるために管理道が使えなくなり、県道の振替工事が必要になりました。そのための一時転用になります。問題はないと思われまます。ご審議をよろしく願いいたします。

議長 　以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 　〔なしの声あり〕

議長 　ないようでございますので、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同	〔 異議なしの声あり 〕	9 番	番号7号について説明します。譲渡人は、農業をする意思もなく、後継人もいないため売買の相手を探していました。現地確認の結果、申請地は放棄地であることを確認しました。水利等周辺に影響がないことを確認しております。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。	10 番	番号9号について説明します。店の浄化槽が対象農地に含まれるため、申請になりました。水利組合、周辺住民の立ち合いで同意も得られています。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
事 務 局	次に進ませさせていただきます。9ページをお開きください。議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	3 番	番号11号について説明します。譲渡人は大阪在住であり、管理は友人に依頼しておりました。売買に関しても友人に依頼していたところ、今回の太陽光発電の話に至りました。場所は住宅街の真ん中にあり、周辺地域に影響がなく、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
〔 議案第4号 番号1号、番号3から番号17号を朗読 〕	議案審議に先立ちまして、議案書掲載案件のうち申請番号2は、書類不備がありましたので、取り下げとさせていただきます。それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。	14 番	番号12号について説明します。議案3号番号4号で説明させていただいた仮橋を架けるための迂回路、及び資材置き場の為の一時転用であります。続いて、番号13号についても説明します。こちらの農地も同様に市道拡張用地のための申請です。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
農地区分につきましては、番号10、14の2件は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号10、14につきましては、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外に該当しております。	また、番号17は、JR財田駅から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他はすべて第2種農地であります。以上16件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま。ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。	19 番	番号15号について説明します。7月に横の土地にコンビニが建設された時に、駐車場として同時に舗装される予定でしたが、時期が少し遅れて、今回舗装されることになりました。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	1 番	番号17号について説明します。JR財田駅が近くにあり、駅周辺に池があります。その池の改修工事に伴う工事により、借人が仮設事務所および資材置場が必要となりました。そのための一時転用であります。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	議 長	担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。
6 番	番号3号について説明いたします。譲受人は建設業を営んでおり、以前より事業用倉庫の為の土地を探していました。現地確認の結果、周辺農地に影響はなく問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。	一 同	〔 異議なしの声あり 〕
8 番	番号6号について説明いたします。現在、隣接地は花崗土採取による農地造成が進み、平地になっています。さらに農地拡張のため、続きの土地を同様に申請するに至りました。現況は畑となっていますが、確認の結果、ほぼ山林で、耕作放棄地となっています。今回の売買で、農地が造成されることにより、耕作放棄地の解消にもつながります。造成後はみかんを作付ける予定です。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号、番号3から番号17号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
一 同	〔 異議なしの声あり 〕	一 同	〔 異議なしの声あり 〕
議 長	異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号、番号3から番号17号の16件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。	議 長	異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号、番号3から番号17号の16件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませさせていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地改良に係る届出の件について」を報告いたします。

〔 議案第5号 番号1号を朗読 〕

以上1件、当農業委員会に対しまして、農地改良に係る届出の件について、申請がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の番号1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第5号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第6号 番号1号から番号11号を朗読 〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

20番 番号1号から番号5号について説明します。位置図公図をご覧ください。確認した結果、どちらも山林の状態となっております。非農地が妥当と思われる。ご審議よろしくお願いいたします。

1番 番号6号から番号11号について説明します。位置図公図をご覧ください。昭和50年代前半までは柿を作っていましたが、全てやめてしまって、現在は大木が生えており、農地としては再生できない状態です。どちらも山林の状態となっております、非農地が妥当と思われる。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

議長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第6号「非農地通知の件について」の番号1号から番号11号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地通知の件について」番号1号から番号11号の11件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。19ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の19ページから44ページまでです。管理者から耕作者への貸付は40件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては8件、合計48件となっております。

以上、利用権の設定48件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は48件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

〔 その他の件の顛末は、次頁のとおり 〕

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について（令和3年8月審査分）
2. 農業経営改善計画の認定について（通知）
3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・募集について
4. その他
  - (1) 9月定例総会について  
日 時 令和3年9月21日（火）午後1時30分  
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
9月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：宮崎和代	高瀬町：松岡史郎
		山本町：大西 弘	財田町：森 尚行

署名委員 \_\_\_\_\_

閉 会 【 午後 3時30分 】